

# 明代科擧改革の政治的背景

——南北卷の創設をめぐって——

檀 上 寛

はじめに

二 洪熙・宣徳朝の改革……………五〇七頁

一 南北卷施行以前の状況……………五〇〇頁

おわりに

はじめに

明代の科擧制度については、最近郷紳の優免特權の問題から、科擧の持つ社會的意義が問ひ直されつつあるが、制度そのものとして通史的に扱った專論はわが國にはほとんどない。後代の清の科擧制度がかなり明らかにされているのに、明代では洪武初年の科擧開始時の状況を述べる論考が、わずかに數編あるにすぎない<sup>①</sup>。これは史料的な制約のほか、明の制度を踏襲・發展させた清代の科擧をみれば十分だ、とする考えがあるためかとも思われる。

しかし制度そのものの靜態的な把握とは別に、その制度が生まれた政治的・社會的背景を動態的に解明する立場も存在しよう。科擧についても、完成された清代での姿を明らかにするのではなく、出發點となった明代科擧制度の同時代的意義を問ひたいのである。

本稿は、明代の科擧制度全般について述べたものではない。その一部を構成する「南北卷」という會試の地域別取士制度と、

そのもつ政治的意義を明らかにすることにある。のちに見るように、南北卷は科擧開始時にはなく、洪武・永樂朝の政權確立期を経た時點で初めて實施された。この制度がなぜ加えられたのか、またなぜこの時期に行われたのか、明初という時代を通じて考えてみたい。その意味では科擧の制度的側面よりも、明初の時代的位相の解明に重點が置かれていることを、最初に斷っておかねばならない。

## 一 南北卷施行以前の狀況

明代の科擧は吳元年（一三六七）三月、つまり王朝成立の前年に、三年後に實施する旨が發表されたことに始まる<sup>4</sup>。すでに南京を根據地として吳王を名のり、官僚機構の充實を圖ってきた朱元璋は、人材登用面での新政策を打ち出したわけである。もともと明朝に限らず新王朝誕生の際には、科擧は王朝の制度的體裁上からも、また知識層を新王朝に引きつけるためにも、必ずといってよいほど實施された。ほとんど行わなかった前王朝元は特異な例で、このため知識人の間に、科擧への期待があったことは事實である<sup>5</sup>。従つてこの度の實施表明は、人材確保はもちろん人心收攬の意圖も含み、知識人に三年の期間を與えて、科擧に備えることを通告したものであった。

明王朝第一回目の郷試は、豫告通り洪武三年（一三七〇）八月に舉行された。當時の版圖からいって四川・雲南・貴州の三省は除外されたものの、直隸と一一の行省で一齊に行われ、翌四年二月の會試と三月の殿試を経て一二〇名の新進士が誕生した。當時すでに國子學（後の國子監）も機能し、推薦制度の「薦擧」も盛んに行われていたが、人材不足は深刻だったよう<sup>6</sup>で、三年の郷試合格者中、直隸の七二人は會試免除で前もって官が與えられた<sup>6</sup>。また、四年正月には新たに連試三年の詔が下され、通常では三年に一度舉行される科擧が、三年連続して實施される旨も發表された<sup>7</sup>。このため四年には三月に殿試を行った後、八月には二回目の郷試を行い、しかもこのたびの郷試合格者は直隸だけでなく、すべて會試を免除して官に任用する措置がと

られた。<sup>(8)</sup> 明朝がいかにも人材の缺乏をきたしていたかが分かる。

連試三年目の郷試は、洪武五年八月に實施される。ところが合格者が翌六年二月の會試のために上京してくると、突然科擧の廢止が通告された。『明實錄』洪武六年二月乙未の條には次のようにある。

上、中書省の臣に諭して曰く、朕、科擧を設けて以て天下の賢才を求め、務めて經明行修・文質相稱うの士を得、以て任用に資せんとす。今、有司の取る所、多く後生の少年。其の文詞を觀るに、與に爲す有る可きが若きも、之れを試用するに及べば、能く學ぶ所を以て諸れを行事に措く者甚だ寡し。朕實心を以て賢を求むるに、天下虛文を以て朕に應ず。朕が責實求賢の意に非ざるなり。今各處の科擧は宜しく停罷すべし。別に有司をして賢才を察擧せしめ、必ず德行を以て本と爲し、文藝之れに次げば、天下の學者嚮方する所を知り、士習本に務むるに歸するに庶幾<sup>ちか</sup>からんと。

以上の通り、合格者の多くが後生の少年で、文詞には長じているが實際の役には立たないというのが廢止の理由であった。從來の解釋もこの史料に則り、合格者の「質」が王朝の期待に應え得るものでなかったことを最大の理由としている。<sup>(9)</sup>

ところが、前年の郷試合格者すべてを會試免除で採用したり、また科擧廢止と同時に、「德行」重視という薦擧の基準が打ち出されるなど、當段階で人材不足が解消していたわけではない。さらに廢止の理由とされる實務能力の缺如も、「文詞」を重視する科擧制度の性格によるもので、何も明初に限ったことではなかった。それがことさら強調されるのは、當時の社會がその「質」を問題視せざるを得ない狀況下にあったことを示す。従つてその狀況を明らかにすることが、廢止の眞因究明に繋がるわけで、それには明朝政權の性格と絡めて理解する必要がある。

明朝政權の性格についてはたびたび觸れてきたが、概要を述べれば次のようになる。<sup>(10)</sup> 明朝は反亂軍として出發した朱元璋集團が、江南地主を吸收することで膨張・發展したものである。従つて王朝成立時には、南人層(江南地主層)が政權の中樞を占め、いわゆる「南人政權」と呼び得るものであった。この南人層は、前代の元朝治下では身分的に最下層に位置付けられ、政治的にも全く疎外された立場にあった。これは江南の文化的・經濟的發展に征服國家元朝の政治的力量が追いつけず、それが逆に

南人抑壓という形となって現れたとも考えられる。政治的契機を持たなかった南人層は、「元朝の江南支配の脆弱性」の間隙を縫って経済的利潤を追求し、廣汎な大土地所有の展開をもたらした。この間、在地の地主層と官僚との癒着は常態化し、賄賂横行は普遍的現象にまでなるに至った。<sup>(12)</sup> 元朝支配の特殊性が江南社會の腐敗の構造を促進させたわけで、筆者は特に「元朝的江南社會」と規定している。

明朝はこうした南人層の協力で、南京を首都として成立した。そのため元朝的江南社會の状況は、そのまま明初に受け継がれる。しかも元代とは逆に南人層が政治的主體となったことで、元朝的江南社會を超えた新しい「明初的江南社會」を生み出した。つまり、元代以來の腐敗の構造を増幅する形で、明朝は成立したのである。

最初に述べた南人政權とは、官僚機構の中樞部を南人層が占めることで明初的江南社會を容認し、かつそこに基盤を求め、體制を指す。明朝は、華北をも包含しながら關心は江南に限定され、南に偏った閉鎖的な王朝になる可能性があった。初期明朝權力の政策は、こうした明初的江南社會を解消し、同時に南人政權から脱脚して一元統一支配の確立を目指すものであった。それらの政策の基調が、江南地主への彈壓にあったことはかつて指摘した通りである。

話を戻せば、科擧廢止の理由を合格者の多くが文詞にのみ長じた後生の少年だとする點こそ、まさに南人の特徴を示している。例えば「江北の人、文詞質實。江南の人、文詞豐贍。故に試官、南人を取ること恒に多く、北人恒に少し」<sup>(13)</sup>とあるように、一般的に文詞に秀でた南人の方が、科擧に合格しやすかった。これは江南の經濟的先進性と文化的傳統に裏打ちされたものだが、特に明初では華北が元末の反亂の戦火を直接被り、その復興が遅れていることも、南人に有利に作用したものと解される。<sup>(14)</sup> 洪武四年の會試合格者一二〇名のうち、高麗出身者一名を除くと、南人八八人に對し北人三一人で、兩者の比率はほぼ三對一。<sup>(15)</sup> 壓倒的に南人が優勢を占めている。この比率は會試を実施する限り、第二回・第三回の科擧も同様だったろう。第二回科擧が會試を免除して郷試合格者すべてを採用したのも、全國から一律に登用しようとする含みがあったのかも知れない。いずれにせよ、科擧廢止の原因である「文詞に長じた後生の少年」というのが、南人を指していることはいままでもない。

そしてこれは、南人に實務能力のないことが問題なのではなく、まさに彼ら南人が科擧に合格していること自體が問題だったのである。南人の官界への大量進出こそ、明初的江南社會の再生産に繋がるものだからである。この状態を放置すれば、腐敗狀況の増幅にもなりかねない。例えば科擧廢止時の詔の中に、今後の薦擧による採用の基準を「德行を以て本と爲し、文藝之れに次」ぐと明言しているが、裏返せば、科擧合格者や現任官僚にそれだけ「德行」のある者が少なかったことを意味する。それは官界に主流を占め、かつ不斷に進出している南人を指すわけで、太祖にそうした認識を持たせるほど、當時の江南社會は腐敗が蔓延していたとみてとれる。

このまま科擧を繼續すれば、登用される官僚は、當時の經濟的實力と文化的傳統からいって、南人に偏らざるを得ない。しかも彼らは官界と在地との接點にあつて、王朝支配の障害となつてゐる現状をみれば、ひとまず科擧を廢止して、薦擧によつて全國から公平に有能な人材を得ようとしたのも當然だつたらう。科擧廢止から二箇月後の洪武六年四月、吏部に命じて天下の賢才を求めさせたのも、それに對應した措置であつた。<sup>(16)</sup>

その場合、明朝權力の基本姿勢は、南人に對比される北人の獲得にあつたようだ。つまり「德行」を基準にするとしても、實際にそれを行うのは極めて困難である。従つてこの際、南人以外の北人の採用を主眼としたらしい。しかもこの措置は、單に南人の進出を抑制するだけでなく、南北同等支配を達成する上でも、效果的な意味を持つていた。これによつて北人の意識を、明朝政權に向けることができたはずだからである。例えば科擧廢止を表明する一箇月前の洪武六年正月、第三回郷試合格者のうち河南と山東出身の北人の中から豫め九人を選抜し、翰林院編修の官を授けてゐる。<sup>(17)</sup> 彼らの任官に際しては、禁中の文華堂で再教育し、當時の最高の文人である宋濂がその任務に當つた。<sup>(18)</sup> 恐らくこの當時のことを指すものと思われるが、宋濂は次のように述べてゐる。

昔天下の盛時、文學行義の士、多く江淮以北に出ず。今豈に昔に異ならんや。何ぞ其れ寥邈として未だ之れを見ざるや。元は朔方より興れば、其の化、北より始まる。故に士の北に産する者尤も元に盛んなり。今皇帝南方より起れば、士の

盛んなること誠に南方より始まる。南自り北するは理勢の必然なり。況んや朝廷、北方の士を用いんと思ひ、甚しきは一材を有する者は、即ちに之れを尊顯するに至るをや。化機を運らし、其の速變するを欲する所以なり〔宋文憲公全集〕卷三三、

贈李于貞序。

明朝權力がいかにも北人の獲得に努めていたかが知れる。以上のことから洪武六年二月時の突然の科擧廢止の裏に、當段階での南人進出狀況を指摘できるのである。

右の經緯で廢止された科擧だが、洪武一五年八月に再開が表明され、一七年八月に復活第一回目(19)の郷試が實施された。中斷していた六年から一五年までの一〇年間は、あらゆる意味で明朝政權の確立期であった。特に九年の「空印の案」(20)から一三年の「胡惟庸の獄」にかけての時期は、官僚機構・鄉村兩面での改革——六部||布政司體制、里甲制の施行等——がなされ、明朝支配の強化が圖られた。並行して、明初的江南社會を支える南人官僚・江南地主にも彈壓が加えられ、數萬人の者が肅清されたことはかつて述べた通りである。つまりこの時期は、様々な矛盾を胎みながら成立した明朝が、一元的統一支配を達成する上での、いわば陣痛期として位置付けられる。

科擧復活の表明が、胡惟庸の獄がようやく鎮靜化した一五年になされているのは、科擧問題と以上の事件とが決して無縁でなかったことを示している。一つには肅清で減少した官僚を、早急に補充する必要のあったこと。再開後第一回目の一八年の會試合格者は、永樂二年（一四〇四）と同數の四七二人で、明代を通じての最高數である（五一四頁の「表」參照。後者が「靖難の變」直後の官僚不足の解消を意圖していたのと同様、この度の科擧も補填目的のものであったと推察される。

さらに、科擧廢止の理由が南人の進出を防ぎ、明初的江南社會の再生産に齒止めをかける點にあったことを思えば、今次の改革でひとまずその社會の解消がなされたわけだから、中斷し続ける必要はない。官僚の補充を恒久的かつ圓滑に行うためにも、科擧の復活は必要だったろう。以上の二點が擧げられる。(21)

ただ見逃せないのは、科擧再開の前提として、明朝權力による北方への挺子入れがなされている點である。江南に對する彈

壓とは裏腹に、北方では積極的に人材の育成が圖られた。洪武八年三月以來、數次にわたって北方の學校に優秀な太學生を教師として派遣したり、四書五經等の經書を配布したりしている。<sup>(22)</sup> 先に見た通り、第三回郷試合格者中特に北人の九名を任用するに際しても、改めて教育し直す必要があった。それだけ北方の教育レベルが低かったわけで、明朝權力とすれば、科擧を再開して全國から公平に採用する上においても、兩地の格差是正は急務だったのである。

こうした施策は、科擧復活後も洪武朝を通じて行われた。<sup>(23)</sup> ただしそれだけの措置を施しながらも、以後の合格者は相變わらず壓倒的に南人が優位を占めた。一時的な政策では追いつかないほどに、南北の文化度には絶對的な差異が生じていたといえる。

ところで、王朝權力の方針に對して、當の南人達はどうのような受け止め方をしていたのだろうか。残念ながら、それらを傳える具體的史料は残っていない。しかし王朝成立以前から朱元璋を支援し、かつ王朝創設に貢獻してきた彼らには、北人に對する一種の「優越感」があった。それは傳統的な兩者の對抗關係もさることながら、明朝の成立狀況、官界での南人の勢力比、科擧の合格率等、あらゆるものを總合した上での南人の自負だったろう。また、その背後にある南人同士間の連帶意識の強さも見逃せない。元朝治下での不遇な境遇がその傾向に拍車をかけたものと思われるが、當時南人が抑壓されていただけに一層純化されたに違いない。<sup>(24)</sup> 翰林學士劉三吾(江西省出身)の次の言葉が、それを物語っている。

上、謹身殿に御す。翰林院學士劉三吾侍せば、因りて治民の道を論ず。三吾言わく、南北の風俗同じからず。徳を以て化す可きあり。當に威を以て制すべきあり、と。上曰く、地に南北あるも、民に兩心なし。帝王は一視同仁、豈に彼此の間あらんや。汝涓えらく、南方は風氣柔弱、故に徳を以て化す可し。北方は風氣剛勁、故に當に威を以て制すべし、と。然れども君子小人、何れの地に之れ無からんや。君子は徳を懷しみ、小人は威を畏る。之れを施すに各おの當たる攸あれば、烏んぞ槩するに一言を以てす可けんや、と。三吾悚服し、稽首して退く。『明實錄』洪武二十二年十一月乙丑。

劉三吾の主張は大方の南人の意見を代辯しており、法の「威」で江南に臨んでいる明朝權力への、婉曲的な反論でもあった。

だが南北を「一視同仁」する太祖の言葉の前に、彼は退くほかなかった。既得権の護持を言外に潜ませる劉三吾も、南北同等支配という皇帝の「至公」の論理に對しては、私的な主張を押し通せなかったのである。

明朝權力と南人との緊張關係は、やがて科擧をめぐって一つの事件を起こすことになる。洪武三〇年の會試でだが、この時の主考官は先の劉三吾であった。『明史』卷一三七、劉三吾傳に次のようにある。

(洪武)三十年、紀善白信踏等と偕ともに會試を主考す。榜發し、泰和(江西省)の宋琮第一にして、北士預る者なし。是こに於て諸生言わく、三吾等の南人、其の郷を私す、と。帝怒り、侍講張信等に命じて覆閱せしむるに、旨に稱わず。或いは言わく、信等故らもとに陋卷を以て呈し、三吾等實に之れに屬す、と。帝益ます怒り、信踏等は死を論じ、三吾は老を以て邊に戍し、琮も亦た遣戍す。帝親しく策問を賜い、更に六十一人を擢ず。皆な北士なり。時に之れを南北榜と謂い、又た春夏榜と曰うと云う。

これが有名な南北榜(春夏榜)と呼ばれる事件である。

この事件から分かるのは、一つには明朝權力があくまでも北人の獲得に努めていたという點。二つには、そうした王朝側の方針に對して南人が不滿を抱いていたことである。明朝權力と南人層との間には、依然として緊張關係が存在していたわけで、兩者の對立が過激な形となって現れたのが、南北榜だったといえる。

南北榜は科擧をめぐる政治事件ではあつても、これを契機に科擧制度そのものが改革されたわけではない。南人優位の狀況は變わらず、續く建文朝(一三九九〜一四〇二)を経て、永樂朝に繼承される。特に永樂帝は北京から乗り込んで南京の建文帝を倒した篡奪者であり、それだけ南方の人士に對しては慎重な態度で臨んだ。北京遷都を行うに當たり、一九年もの長年月をかけたのも、南京を中心とする南人層の反撥を配慮したためと解される。従つて永樂朝では、表立つての南人彈壓は篡奪直後の一時期を除いて、ほとんど行われていない。

もちろん、永樂朝でも北人の獲得に意が注がれたことは、洪武朝と變わりはなかった。『明史』卷一七七、王翺傳は次のよ



うにいう。

王翺、字は九臯、鹽山(河北省)の人。永樂十三年、初めて貢士を行在(北京)に於て會試す。帝時に北京に定都せんと欲し、北土を得て之れを用いんと思う。翺、兩試皆な上第すれば、大いに喜び、特に召して食を賜う。

北京遷都の實施には南人の反撥が強いだけに、有能な北人の協力者を必要としていたことは事實かも知れない。だがそれ以上、一元的統一支配の達成には南人を抑えて北人を採用することが必要なわけで、永樂朝も洪武朝の方針を繼承し、當初から北人の獲得を圖っていたとみるべきだろう。そうした伏線があったからこそ、王翺が上位で合格した時、永樂帝は歡喜して賜食まで行っているのである。<sup>分</sup>

ただ永樂朝も洪武朝と同様、科擧制度に抜本的な改革は加えられなかった。内政面での重要課題が北京遷都にあるため、南人への政治的配慮が働いたものと思われる。同時に、モンゴル親征・安南出兵・南海遠征等の外征に、専ら時間が費されたからでもある。いわば永樂朝自體がまだ創業期だったわけで、具體的改革は、守成期に入った洪熙・宣德朝を待たねばならなかった。

## 二 洪熙・宣德朝の改革

永樂一九年(一四二二)の北京遷都後、わずか三年で永樂帝は歿した。代わって即位したのはその長子、仁宗洪熙帝である。相次ぐ外征で放漫に流れた永樂朝の財政は、そのままこの時代に持ち越され、洪熙朝ではまず財政再建と諸制度の再確立が圖られた。<sup>28</sup>だが仁宗の治世はわずか九箇月で、なされた政策が實效を生み出すにはあまりにも短期間にすぎた。ほとんどが次の宣宗宣德帝の代に引き繼がれ、本格的な施策が實行される。

科擧についても同様で、まず洪熙朝で改革の機運が起こるが、實現を見たのは宣德朝になってからであった。その間の経過

を『明史』選舉志二で概観すると次のようになる。

洪熙元年、仁宗、楊士奇等に命じて取士の額を定めしめ、南人は十の六、北人は十の四とす。宣徳・正統の間、分ちて南北中巻と爲し、百人を以て率と爲さば、則ち南は五十五名を取り、北は三十五名を取り、中は十名を取らしむ。

洪熙元年（一四二五）に、南人と北人との科擧合格比が六對四と決定されたのである。いわゆる「南北巻」の創設である。<sup>29</sup>

續く宣徳・正統の間に新たに中巻が加えられ、南北中の比率も五五對三五對一〇に改變され、以後比率の變更は何度かなされたものの、明一代を通じて存續することになる。因みに、北巻は北直隸・山東・山西・河南・陝西の五省、南巻は南直隸の應天・蘇州・松江等府、浙江・江西・福建・湖廣・廣東の五省、中巻は四川・廣西・雲南・貴州並びに南直隸の鳳陽・廬州二府、滌・徐・和の三州であった。<sup>30</sup>

南北巻の開始が前章で述べた科擧合格者の南人優位を、國家的見地から制限する措置であったことはいままでもない。結論からいえば、洪武・永樂年間を通じて努められた北人の獲得は、南北巻（南北中巻）の創設で一定数が確保され、以後南人が絶對數を占めることもなくなったのである。その意味で南北巻は、北京遷都で政治的確立を見た明朝政權が、南北同等支配という王朝の理念を、人材登用面で具現化したものであった。ここに明朝は、南人政權への道を自ら斷ち切るようになった。ただし先掲の「選舉志」を見ても、南北巻には不明な點が多い。南北巻で出發しながら、なぜ中巻が加えられたのか。中巻が施行された具體的な年次はいつなのか等々、『明史』は何も述べていない。本章では、明初の政治史上に南北巻を位置付けるためにも、これらの不明點を明らかにしておきたい。

「選舉志」によると、南北巻施行の端緒は仁宗が楊士奇等に審議させたことに始まるが、この點について『明實錄』洪熙元年四月庚戌の條に次のような記事がある。

鄭府長史司審理所當正俞廷輔言わく、伏して制勅を讀むに曰うあり、國を爲むるは賢を得るを以て重しと爲し、君に事うるは賢を進むるを以て忠と爲す、と。臣竊かに以爲えらく、進賢の路は科擧より重きは莫し。近年賓興の士、率ね虛文を

記誦して出身の階と爲す。其の實才を求むるに十に二三も無し。蓋し年才二十なる者ありて聰敏と稱せらるると雖も、然れども未だ嘗て心を修己治人の道に究めず。一旦僥倖にして名を科目に挂くるも、之れをして政に臨ましむれば、往往手を束ねて爲す無く、職事廢墮し、民其の弊を受く。自今各處の郷試、乞うらくは有司をして先に審訪を行わしめ、務めて通今博古、行止端重にして年二十五を過ぐる者を得て入試せしむるを許し、試するに比ひびて則ち務めて其の文詞典雅にして議論切實なる者を選び、之れを會試に道みちぎ、尤も慎選を加うれば、士、實學に務め、國家賢才の用を得るに庶幾からんと。上、禮部の臣に諭して曰く、言う所、理に當たる、其れ即ちに之れを行え、と。

以上から分かる通り、當時にあつても科擧合格者の質が、依然として問題となつていたのである。それは科擧廢止時と同様、文詞にのみ長じて實才のない合格者が多い、という指摘であつた。しかも前年（永樂二二年）の會試合格者の南北比が一二五對一五という點をみると、明らかにこうした南人を指していたことが分かる。この點についてはすでに問題視されていたものと思われ、兪廷輔の上奏を受けた仁宗は早速内閣大學士の楊士奇に下問し、對應措置を検討させた。當時の狀況を、楊士奇自身は次のように述べている。

（洪熙）元年五月、……、上又た言わく、科擧の弊も亦た須く革むべし、と。臣士奇對えて曰く、科擧は須く南北の士を兼取すべし、と。上曰く、北人の學問は遠く南人に逮ばず、と。對えて曰く、古より國家は南北の士を兼用し、長才大器は多く北方に出ず。南人は文あるも多くは浮なり、と。上曰く、然らば將た如何にして之れを試さん、と。對えて曰く、試卷は例にて其の姓名を緘す。請うらくは今後、外に於て南北二字を書き、如し一科百人を取りて、南は六十を取り、北は四十を取らば、則ち南北の人才皆な入用せん、と。上曰く、北士進むを得れば、則ち北方の學士も亦た感發興起せん。往年只だ北士進用する者無きに緣りて、故に怠惰風を成す。汝が言良まことに是なり。往に蹇義・夏原吉及び禮部と與に各處の額數を計議して以聞せよ、と（楊士奇『三朝聖諭錄』卷二）。

こうして楊士奇の提言を受け入れた仁宗は、南北卷という新制度の實施を決心する。この間の事情を、『明實錄』では次のよ

うに述べる。

(上) 又た(禮部の臣に)曰く、科擧の士は須く南北兼取すべし。南人は文詞を善くすると雖も、北人は厚重。累科の選ぶ所を比ぶるに、北人は僅かに仕の一を得るのみ。天下を公とするの道に非ざるなり。自今科場の取士は、十分を以て論ずれば南士は六分を取り、北士は四分を取らん。爾等其れ各布政司の名數を定議して以聞せよ、と。<sup>31)</sup>

この段階で仁宗は楊士奇の意見に従い、南北比を六對四とする南北卷の施行を正式に表明し、併せて從來不定だった省別の郷試合格者數についても、審議を命じたのである。後者は、南北卷實施に向けての基礎作業であったと考えられる。

楊士奇の提起した科擧制度改革案―南北卷は、國初以來の南人優位に制限を加えるもので、南人合格者數の上限を設定し、北人の採用を増やそうというものであった。それは仁宗の言葉にもあるように、北人を登用することで彼らを發奮させ、自身のレベルアップを圖らせる意圖もあったが、より高次の國家的見地からの南北同等支配という點に、最大の狙いがあったものと解される。

もちろん南北を同等視するといっても、合格者を同數にすることは逆に南を差別することになる。人口數・文化度ともに壓倒的に南が優っているわけで、六對四という比率は數的には南に有利でも、實質はかなり北に配慮した數字である。そこに王朝側の同等支配という姿勢が、窺えるように思われる。

洪熙朝で決定された南北卷だが、仁宗の代には實現を見なかった。南北卷の實施を表明した二箇月後の洪熙元年六月、仁宗が急死したためである。従って、省別郷試合格者數の審議も、そのまま中斷する形となった。再び問題となるのは、仁宗に代わって即位した宣宗の洪熙元年九月のことである。ここで初めて省別の郷試合格者數が決定し、南北卷の實施も改めて表明された。<sup>32)</sup> 仁宗代に始まった科擧改革だが、宣宗の代にひとまず結着したといえる。

ところで先掲の「選舉志」では、南北卷はやがて宣徳・正統の間に、南北中の三卷に細分されたとあった。洪熙元年九月の時點での南北兩卷に、その後新たに中卷が加えられたという。問題は、宣徳・正統年間のいつこの決定がなされたか、という

ことである。『明實錄』には記載がなく、正確な年次は不明というほかない。正徳、萬曆の兩『大明會典』も同様で、前者の作成時の正徳四年（一五〇八）には、すでに不明となっていたことが知れる。ただし正徳年間を待つまでもなく、それ以前から不明確だったふしがある。

例えば景泰年間（一四五〇～五六）に南北卷の存廢が問題となり議論されたが、當時の禮部の見解は次のようなものであった。『明實錄』景泰五年正月辛未の條に、

禮部奏すらく、永樂の間、會試にて人を取るは額數に拘せず、南北中に分かたず。宣徳・正統の間、額數を定め、南北中に分かつ。景泰二年、永樂の間の例に依る。近者工科給事中徐廷章、宣徳・正統の間の例に依らんことを奏准す。今會試は邇ちかきに在り、合に聖裁を請うべし、と。帝命じて宣徳・正統の間の例に照らしむ。

とあり、「宣徳正統間例」として、その年次が明記されていない。「選舉志」の出典も恐らくこの記事に求められようが、いずれにせよ當時すでに不明確となっていたことが窺える。景泰五年（一四五四）といえ、宣徳元年（一四二六）から數えても三〇年を経過しておらず、この短年月に國家的制度の制定年次が不明になるとは、奇妙というほかない。

宣徳・正統年間の會試實施年は、宣徳年間が二年、五年、八年の都合三回、正統年間が元年、四年、七年、一〇年、一三年の五回である。従つて考えられるケースは二つ。宣徳二年から南北中卷として出發したか、あるいは當初は南北卷だったのが、いずれの年からか三卷に變更されたかのどちらかである。

『明實錄』や『大明會典』等の正規の官撰史料が年次を明記していないのに對し、一般的な認識では宣徳二年説が通行していたようである。同時代史料ではなく中期以降にその説が現れるが、時代が下るにつれてそれは確信に變化していったように見受けられる。最も早い例では、成化二十三年（一四八七）刊の『大學衍義補』卷九、治國平天下之要、正百官、清入仕之路に、宣徳改元し、始めて定額を鑄きむ。兩京十二藩は各おの地産に隨いて以て多寡を差ちがふ。而して會試は洪武の初めの取士の數の如くす。又た北方の學者、文采自ら見みわす能わざるを以て、南北中三類に分かちて人を取る。

とある。今までの「宣德・正統間」説の範圍が狹まって、宣德改元と同時に三卷が決定されたとし、結果として宣德二年實施説を主張している。これが弘治年間（一四八八〜一五〇五）になると、『南雍志』卷四に、

弘治二年……三月、南京禮部尙書黎淳奏言すらく、洪武・永樂年間、會試にて士を取るに南北に拘せず。宣宗章皇帝内閣大臣に命じて會議せしめてより、始めて北直隸・山東・河南・山西・陝西を分かちて北數と爲し、南直隸の蘇・松等府、浙江・江西・湖廣・福建・廣東を南數と爲し、四川・廣西・雲南・貴州并びに南直隸の鳳・廬等府、滌・和等州を中數と爲す。士を取るに百を以て率と爲さば、南數は五十（五）名、北數は三十五名、中數は一十名とし、永く定制と爲す。近ごろ成化丁未（二三年）の會試にて、四川左布政使藩禎、中數の人少しと建言してより、南北二數を將つて各おの二名名を退けて中數に添與す。祖宗の成法、妄りに損益を加えらる。宜しく宣德丁未（二年）の定むる所の數目に復すべし、と。禮目（部？）允當せりと謂い、上之れに従う。

とあるように、上奏文の中にも登場するようになる。黎淳の上奏は『明實錄』に收められておらず、その限りではやはり官撰史料にはないのだが、一般的には宣德二年説が通行していたことの證左となろう。

やがて明末になると、萬曆一四年（一五八六）刊の王圻の『續文獻通考』卷四六、選舉考にも、

宣宗の宣德二年三月、……、上親しく舉人の對策する所を閲し、進士馬愉等一百一人に及第・出身を賜うに差あり。按ずるに、是の科、南北中卷に分かちて士を取る。愉は山東臨朐の人。楊士奇云わく、宣德の前、皆な南北の士合試すれば、未だ北士の首選に居る者あらず。之れあるは愉より始まる、と。

とあるように、はっきりと年次が明記されることになる。この他、『大政纂要』『皇明泳化類編』等の諸書も同様である。『明實錄』『大明會典』等があいまいな表記をしているのに對し、明中期から末期にかけて、同説が主流となっていたことが分かる。こうした説とは裏腹に、宣德二年當時の状況には、逆に否定的な材料が少なくない。何よりも南北卷の提唱者である楊士奇に、中卷への言及が全くないこと。彼には宣德二年の「進士題名記」まであるのだが、その中でも何ら觸れるところがない。

「進士題名記」には次のように書かれている。

宣德二年三月朔、進士を廷試して馬愉等百有一人を得たり。……既に群臣上賀すれば、其の詞に曰く、天文運を開き、賢俊登庸せらる。士の斯れに與る者、其れ榮んなるかな、と。科を設けて南北の士を兼取してより前に十有五科。南士往往にして北に數倍す。皇上嗣統の初め、禮部に詔して科擧は歲々百人を取らしめ、南士は什の六、北(士)は什の四とし、著して令と爲す。蓋し人材を簡用するに南北並進するは、天下を公とするの道なり。是に至りて前科の未だ廷試せざる者一人を合すれば、其の第一人は山東に出ず。此より前、南北の士合試するに、未だ北士の首選を占むる者あらず。之れあるは寔に今より始まる〔東里文集〕卷一。

これによると、宣德二年段階では南北中三卷に區分された形跡はなく、あくまでも南北二卷のまま實施されたかのようにある。つまり官撰史料ばかりか、當の本人すら中卷のことを一切口にしていないのである。それでいて中期以降には、宣德二年説が半ば公然と語られるようになる。この事實をどのように解釋したらよいのだろうか。

結論から言えば、筆者も三卷の開始は宣德二年だと考えている。その理由として、宣德二年以後の會試合格者數の比率がまづ擧げられる。先に見たように、南北中卷を實施するに當たり、百名を基準に五五對三五對一〇という比率が設定された。次頁の〈表〉から分かる通り、宣德二年以後、合格者數が變更される直前の正統四年までは、<sup>39)</sup>ほぼこの數値に合致する。もちろん正確にはないが、これはこの時期に限らず、南北中卷が軌道に乗ったその後の時期も同様であり、比率はあくまでも一つの目安であった。その意味で、宣德二年以後の合格者の實數比は、三卷の施行を窺わせるに足る。何よりも、二年段階から中卷地域の合格者數が終始一貫して一〇人前後であることは、中卷という區域を特別意識した結果とみなせるのではないか。二年以前と以後の比較で、その違いは歴然としている。

しかしながら、これだけでは宣德二年説を支持する根據として不充分である。もし宣德二年から實施されたとして、ではなぜその事實が記録として殘されなかったのかを明らかにせねばならない。これを説明してこそ、宣德二年説を裏付けることに

表：省別科擧合格者數

	南 卷							中 卷					北 卷					合 計		
	南直	浙江	江西	湖廣	福建	廣東	小計	廣西	貴州	雲南	四川	その他	小計	北直	河南	山東	山西		陝西	小計
洪武 4	2	31	27		22	5	87	1				高麗1	2	6	5	3	13	4	31	120
18	41	97	59	55	55	23	330	8			2		10	25	33	15	42	17	132	472
21	6	23	18	10	21	1	79	1					1	2	4	6	2	1	15	95 (97)
24	1	8	5	1	3	3	21				1		1	2	4	2	1		9	31
27	8	24	14	4	16	4	70	4		1	3		8	1	7	6	2	6	22	100
春 30	1	17	18	1	9	1	47			2	2		4							51 (52)
夏 30											6			13	12	18	5	7		61
建文 2	26	20	23	7	16	2	94				2		2	1	5	3	5		14	110
永樂 2	71	86	111	37	57	36	397	10		1	18		29		17	15	10	1	43	470(472)
4	18	41	54	21	32	17	183	5			7		12	4	11	5	2	2	24	219
9	8	18	27	5	15	2	75				4		4	1	1	1	2		5	84
10	18	16	28	5	23	2	92	1		1	2		4	2	1	3	4	10	106	
13	48	60	94	19	59	17	297	2			12		14	6	12	10	5	7	40	351
16	39	38	65	9	33	11	195	2		1	9		12	10	17	8	3	5	43	250
19	23	27	73	9	21	10	163	3			4		7	9	11	3	6	2	31	201
22	28	24	42	10	11	10	125	3		1	4		8	4	6	1	4		15	148(150)
宣德 2	5	10	31	2	12	2	62	1			3	4	8	8	13	6	3	1	31	101
5	10	21	18	3	9	2	63			1	7	1	9	5	11	3	5	4	28	100
8	8	17	22	2	8	2	59				7	1	8	10	10	7	2	3	32	99
正統元	12	21	17	2	9	1	62				6	3	9	5	9	8	4	3	29	100
4	16	11	16	4	10	1	58				8	1	9	8	12	3	3	6	32	99
7	12	29	33	6	11	3	94				9	3	12	18	10	5	3	5	41	147(149)

注(1) 本表は『明清歴科進士題名碑録』に依據して作成した。

(2) 洪武18年は『進士題名碑録』に缺落があるため、兪憲の『皇明進士登科考』によって補った。

(3) 宣德2年以後の中卷の“その他”は、南直隸の鳳陽・廬州の二府、滁・徐・和の三州を指す。

(4) 合計欄の( )内の數字は『欽定續文獻通考』卷35、選舉2に據る。



なろう。この疑問について明末の史料だが、張朝瑞の『皇明貢舉考』（萬曆一七年刊）卷一、南北取士に興味深い記述がある。

宣宗位を嗣ぐに至り、始めて奏して之れ（南北卷）を行わんとす。士奇等復た議すらく、四川等處の舉子、恐らくは槩するに南卷を以て並校する能わず、と。乃ち南北中に分かち、百名を以て率と爲さば、南北各おの五名を退けて中卷と爲す。要するに中卷の發案者も楊士奇であり、彼は四川等處が南卷として一律に論じられないため、特に中卷を設定したとしている。張朝瑞がどのような史料に基づいて書いたのか、またそれが信頼の置けるものなのかどうかは別として、中卷問題の解明に、この記事は極めて示唆的である。

最初に戻って、南北二卷を再考してみよう。南北卷というまでもなく中國の地を南北に區分したものが、具體的にはどこを境界とするのだろうか。一般的かつ傳統的には、淮水と漢水の線を境として、以北の住人を北人、以南を南人という<sup>34</sup>。だがこれはあくまでも便宜的なもので、嚴密に區分するとなればかなり面倒である。南北いずれにも含まれにくい地域が存在するからである。

よい例が四川である。先の洪武三〇年の南北榜を思い出せば、理解できるだろう。劉三吾等が採用した「南人」五一名の内、二名は四川出身で、太祖が改めて選抜した「北人」六一名中、六名も四川出身者であった。つまり四川人は時と場合により、北人とも南人ともみなされているのである。それだけ四川という地域が、南北いずれにも組み入れ難かったことを示す。

また同じ南人居住區でも、雲南・貴州・廣西は少數民族の住む邊境地帯で、明代には土司が置かれ、漢民族は少數で文化的には北方以上に遅れていた。これを他の南人居住地域と同列に論ずるには、無理があった。もちろん北人でもないわけで、南

北いずれとも言い難い面を持つ。  
さらに淮水沿岸の地域。當地はまさに北と南が接する地帯で、それだけ逆に兩地への區分が困難であつたらう。行政區畫の面からも、淮水の線で割り切れない部分がある<sup>35</sup>。

以上の三地域は、南北に區分した場合いずれにも入りにくいわけで、圖らずもそれが中卷として別枠に組み込まれているの

である。『西園聞見錄』卷四四、科場に、

(萬曆年間) 禮部尙書沈鯉……又た曰く、……、兩畿の(郷試の) 額は(別に) 三十名を設けて以て國學四方の士を待つ。今該科(禮科) 會試の事例に照らし、南北卷に分かちて人才を兼收せんと欲し、偏重する所あるを欲せざるは、其の意甚だ善し。但だ既に南北に分かてば、必ず中卷あり。分析太だ多く、恐らくは煩瑣に屬さん、云々。

とあるように、南北卷を實施すれば、それは必然的に南北中卷とならざるを得ないのである。その意味で宣徳二年の會試は、當然のことながら三卷に分けられていなければならない。

それにしても、なぜその事實が記録に残されなかったのか。この點に關しては、當時の人々の對南北意識を加味すれば、より理解しやすい。先にも少し觸れたが、景泰年間に南北卷の存廢をめぐって議論が戦わされた。禮部が南北卷の廢止を主張したことに端を發するが、『明實錄』景泰二年二月癸酉の條には次のように書かれている。

戶科給事中李侃等奏すらく、今年の會試、禮部奏准すらく、士を取るに南北に分かたず、と。臣等切かに惟みるに江北の人、文詞質實、江南の人、文詞豐贍。故に試官南人を取ること恒に多く、北人恒に少なし。洪武三十年、太祖高皇帝取る所の偏に怒り、北人韓克忠等六十一人を選び、進士及第出身を賜うに差あり。洪熙元年、仁宗皇帝又大臣楊士奇に命じて取士の額を議せしめ、南人は什の六、北人は什の四とす。今禮部妄りに變更の意を奏し、専ら文詞を以て多く南人を取らんと欲す。乞うらくは多官に勅して會議せしめ、今後取士の額は拘す可からざると雖も、南北の分は則ち改む可からざらんことを、と。

結果として李侃の意見は容れられず、この年から南北卷は廢止された。だがそれも一度限りで、景泰五年には復活することになる。既出の史料だが、再度擧げれば『明實錄』景泰五年正月辛未の條に次のようにある。

禮部奏すらく、永樂の間、會試にて人を取るは額數に拘せず、南北中に分かたず。宣徳・正統の間、額數を定め、南北中に分かつ。景泰二年、永樂の間の例に依る。近者工科給事中徐廷章、宣徳・正統の間の例に依らんことを奏准す。今會試

は適ちかきに在り、合に聖裁を請うべし、と。帝命じて宣徳・正統の間の例に照らしむ。

さて、兩史料の禮部の言葉を見ると、前者が南北と述べているのに對し、後者は南北中としてすることに氣付く。もちろん實際は中が必要なのだが、前者は「南北」という言葉の中に「中」も含ませて論じているのである。

これは、明中期以降の劄記類についてもいえる。『鳳洲雜編』卷四「取士分南北卷」、『七修類稿』卷一四「南北卷」、『陔餘叢考』卷二九「科舉分南北」等々、南北中卷を題材としながらも、南北卷をその表題として擧げている。これは當時の知識人にとって、まずは南北という概念が根底にあり、中はあくまでも附加的なものであったことを示す。言い換えれば、中卷とは南北卷を実施する上での制度的操作から生まれたもので、それ自體に意味があったわけではない。人々の意識下には南人と北人しか存在しておらず、中國全土を無理に南北に區分したことから生じたのが中卷だったわけである。彼らにとって、南北卷も南北中卷も同一であったのは當然である。それゆえ、楊士奇もことさら中卷の實施を取りあげようとしなかったのだと解される。

ただ南北卷の施行時に、中卷のことをはっきりと明記しなかったことは、後に若干の混亂をもたらすことになった。景泰年間の禮部が「宣徳・正統間例」としたり、『大明會典』や『明史』が年次をぼかしたのも、記録的に宣徳二年という年次が確認できなかったためだと考えられる。それは施行當時のいきさつと、當時の人々の對南北觀からして當然のことではあったのだが、年次の確定ははばかれたのだろう。

その一方で、中期以降の諸書に宣徳二年説が通行するようになるのは、現實に存在する南北中卷という制度を、起源的に確定しようという別の欲求からではなからうか。記録はなくとも、人々はもともと南北卷即ち南北中卷だという認識を持っていただろうし、そこには官撰書ではなく、自己の意見と判断が表面に出やすい私撰書という性格も影響していたに違いない。いわば人々の暗黙の了解を、明確に代辯したのがこれらの諸書であったと考える。従ってこの事實は、他方で劄記類が「南北卷」という標題で南北中卷を指していることと、何ら齟齬するものではない。人々の意識は本質的には南北だけであり、中をこと

さら取り上げるか否かが、兩者の差異となって表れているのである。

ともあれ、洪熙元年に始まった科擧改革は宣宗の代に確立し、宣徳二年の會試から南北中卷が施行された。そしてこの制度は、時に實力者の恣意で比率が變更されたりしたもの<sup>36</sup>、明一代を通じて存続した。それだけではない。明に代わった清もそのまま踏襲し、康熙五一年（一七一二）の省別取士制度へ發展的に解消するまで行われた<sup>37</sup>。近世後半期の南北の文化的格差が、政策による調整を必要とするほど擴大していたことを示すものだが、その點からみても洪熙・宣徳年間の科擧改革は、明清時代の幕開けを飾る劃期的な措置であったといわねばならない。

### お わ り に

一四世紀後半から一五世紀初頭にかけての元末明初は、中國近世史上での一つの轉換期であった。近世的特徴とされる地主制の展開、江南地方の經濟的發展、南北の文化的格差の擴大等々、それらの諸矛盾が膨張し、一擧に爆發したのが元末の反亂である。その反亂を経て成立した明朝は、先の特徴を整合的に内包した王朝國家であった。

もともと江南地主（南人地主）の援助で誕生した明朝は、皇帝権の一層の強化と脱「江南」の両面性を持って政權を確立していた。具體的には宰相の廢止と江南地主への彈壓だが、洪武朝と永樂朝はその方向に沿う、強引な政策を實施した時期に當たる。中でも江南地主への彈壓は、南人政權から統一政權への脱皮を目指すもので、永樂の北京遷都によって完了した。この間、制度的には本貫廻避の「南北更調の制」を施行したり<sup>38</sup>、また南人を戸部の官から除外する等、終始一貫して南人抑制策が施された。本稿で取り擧げた南北卷は、こうした施策を経た上で開始されており、いわば守成期に入った段階での調整的措置として位置付けられる。それはまた、南北を同等視する一元的統一支配の基本理念からの展開であった<sup>40</sup>。

ただ南北卷の實施については、まだ解明しなければならない諸問題が残されている。その一つは南北卷制度が、楊士奇とい

う人物によって提唱されたことと關連する。楊士奇は明中期を代表する政治家で、楊榮・楊溥と並んで「三楊」と稱された名臣である。しかも彼は、江西省泰和縣出身の南人であった。南人を抑制するための制度である南北卷を、南人である楊士奇が提唱する思想的背景はどのようなものであったのか。南人抑制で國家的立場に立とうとする姿勢と、それに表裏する南人としての自意識が、彼の中でいかに統合されていたかを、まず明らかにしなければならぬ。

この點については紙數の關係で割愛したが、指摘できるのは楊士奇のこうした姿勢が、初期明朝權力の構造解明にヒントを與えてくれるのではないかということである。即ち、明初の諸々の政策を遂行してきた主體を、筆者は明朝權力という言葉で代用してきたが、それは皇帝個人を指す言葉ではない。確かに前近代の社會では皇帝の果たす役割は大きく、政策の發動も皇帝を介してなされる。南北榜が朱元璋個人の意志で惹起され、南北卷も仁宗・宣宗が朱元璋の意志を繼承して、皇帝の立場から實施したとみなすのも一面では當たつて<sup>(41)</sup>いる。だが南北卷を例にとると、それを提唱し推進したのは、あくまでも閣臣の楊士奇であった。彼は自身の南人としての立場を抑制してまでも、國家的觀點から仁宗に進言しているのである。

この事實は、南北榜を含む洪武朝での江南地主への彈壓が、單に朱元璋個人の意志だけによるものでなく、それを支持し、推進した者の存在を豫想させる。筆者は朱元璋以上にそうした推進者の實態を重視したいのだが、残念ながら史料的に明らかにすることはできない。だがもしこの推測が許されるとして、ではそれらの推進者は南人に對抗する北人だったのかといえ、一概にそうともいえない。明初の江南地主への彈壓は、南人と北人の權力闘争から派生したものではなく、政權確立のための一連の政策として捉え得るからである。しかも洪武朝で政權中樞部を占めていたのは明らかに南人であり、その中で北人主導のもとに政策が遂行されたとは考えられない。むしろ南人自身によって南人の彈壓が行われたとみなすことも、南北卷の例からして<sup>(42)</sup>あながち無理な推測ではなからう。

ではなぜ南人が、自己の利益を超えてまで國家的立場に立ったのか、また南人への彈壓がなぜ苛酷を極めたのが次の問題となる。その背景には、元末の反亂があることはいうまでもない。この反亂で社會秩序は完全に崩壊するが、直接の原因が元

朝の統治能力の失墜にあるとしても、反亂を擴大し繼續させたのは、支配層である地主層の民衆に對する不斷の壓迫にあった。特に江南では、元代を通じて大土地所有が展開され、地主の無制限な擄取が反亂の原動力となった<sup>(43)</sup>。従つて、秩序崩壊という未曾有の混亂を経験した彼らの中に、國家的觀點からの秩序再建の動きが出てきたとしても、不思議ではない。一つの表れが秩序統轄者としての皇帝の權威強化であり、秩序の繼續的破壊者である江南地主に對する彈壓であつたと考える。彼らには、秩序が維持されて初めて自己の立場も保全できるとの認識があり、これが目前の利益を捨象させることになつたものと解される<sup>(44)</sup>。

ただ彈壓が過激になつた裏には、革命直後のリゴリズムも作用していただろうし、政策が明朝中央の意圖を超えて、一人歩きしたという面も否めない。「時に(胡惟庸の獄當時)通財黨與の誅を厳しくし、犯す者實不實を問わず必ず死して其の家を覆す。……。是の時に當たりて、浙の東西の鉅室故家、多く罪を以て其の宗を傾く<sup>(45)</sup>」とある通り、實不實を度外視した彈壓が展開された。行き過ぎの際には朱元璋自身が抑えに回つており、當時の混亂した様相が察知できる。しかしこうした豫想外の部分を除けば、明初の諸政策が秩序の確立に集約されたことは事實である。

問題は江南地主への彈壓が、秩序破壊者の除去と秩序の再確立にあると同時に、南人政權から統一政權への體制的確立という側面を併せ持つていたことである。前者は皇帝權の一層の強化を將來し、後者は一元的統一支配の達成へと繋がるわけだが、この双方向性は明初という時代でどのように整合的に捉えられるのか。つまり、秩序の確立と政權の安定との相互連關的な在り方を、何らかの要因を介して統一的に把握できるのかどうか、ということである。またこれらの措置が國家的立場からなされたものだとすると、その一方では平時から自己抑制をして、郷村秩序の維持に努める地主層もいたわけ<sup>(47)</sup>で、彼らの意識は一體何に由來するのか。それはどのような媒介を経て、國家的觀點にまで止揚されるのか。明らかにせねばならない問題は数多い。これらの點については、楊士奇と南北卷の關係を例に、彼の思想を通して改めて検討したいと考えている。本稿は南北卷の制度的側面と政治的背景に觸れたに過ぎず、より本質的な問題は今後の課題として残されたままである。「はじめに」でも述べ

た明初の時代的位相の解明には、まだ敷編を費さなければならぬ。

注

- (1) 例えば和田正廣氏の「明代舉人層の形成過程に關する一考察」科舉條例の検討を中心として、『史學雜誌』八七—三、一九七八。「徭役優免條例の展開と明末舉人の法的位置—免役基準額の検討を通じて—」『東洋學報』六〇—一・二、一九七八等、一連の論考がそれに當たる。
- (2) 代表的なものとしては、宮崎市定「科舉」(秋田屋、一九四六)、同「科舉」(中公新書、一九六三)等がある。
- (3) 五十嵐正「洪武年間における科舉の再開について」『教育科舉』六一—二、一九五七、渡昌弘「明初の科舉復活と監生」『集刊東洋學』四九、一九八三。
- (4) 『明實錄』吳元年三月丁酉の條。
- (5) 愛宕松男「元朝の對漢人政策」『東亞研究所報』二三、一九四三。吉川幸次郎「元明詩概説」(中國詩人選集二集)二、岩波書店、一九六三。安部健夫「元代知識人と科舉」『元代史の研究』、創文社、一九七二、所収。
- (6) 『國朝典彙』卷二二八、禮部、科目、  
(洪武三年八月)、以御史中丞劉基・治書侍御史秦裕伯爲京畿主考官。侍讀學士詹同・弘文館學士睢稼・起居注樂韶鳳・尙寶司丞吳潛・國史編修宋濂爲同考官。就試者一百二十三人、中式者七十二人。未會試。悉授官、有爲監察御史者。
- (7) 『明實錄』洪武四年正月丁未、  
上謂中書省臣曰、今天下已定、政治之道、在於任賢。既設科取士、令各行省連試三年、庶賢才衆多而官足任使也。自後則三年一舉、著爲定例。
- (8) 『明實錄』洪武四年十二月辛巳、  
明代科舉改革の政治的背景
- (9) 上命禮部今歲各處鄉試取中舉人、俱免會試、悉起赴京用之。時吏部奏天下官多缺員。故有是命。
- (10) 注(8)の二論文。
- (11) 拙稿「明王朝成立期の軌跡—洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって—」『東洋史研究』三七—三、一九七八。「元・明交替の理念と現實—義門鄭氏を手掛りとして—」『史林』六五—二、一九八二。
- (12) 愛宕松男「元の中國支配と漢民族社會」『岩波講座世界歴史』九、一九七〇。
- (13) 相田洋「元末の反亂」とその背景「歴史學研究」三六一、一九七〇。前掲、拙稿「元・明交替の理念と現實」。
- (14) 『明實錄』景泰二年二月癸酉の條。
- (15) 『明實錄』洪武元年十二月辛卯、  
今喪亂之後、中原草莽、人民稀少。所謂田野闢、戶口增、此正中原今日之急務、若江南則無此曠土流民矣。
- (16) 『明實錄』洪武六年四月辛丑、  
命吏部訪求賢才於天下。上曰、世有賢才國之寶也。古之聖王、恒汲汲於求賢。若高宗之於傳說、文王之於呂尚。二君者、豈其智之不足也。而遑遑於版築鼓刀之徒、蓋賢才不備、不足以爲治。鴻鵠之能遠舉者爲其有羽翼也。蛟龍之能騰躍者爲其有鱗鬣也。人君之能致治者爲其有賢人而爲之輔也。今山林之士、豈無德行文藝之有稱者。宜令有司採舉備禮遣送至京。朕將任用之以圖至治。
- (17) 王世貞『弇山堂別集』卷八一、科試考一、  
是年(洪武六年)遂詔天下舉人罷會試。正月初八日、河南解額內選四名。第一人張唯、年二十七。其次王輝、年二十八。李端、年二十

一。張翀、年二十七。二十三日、山東解額内選五名。第一人王璉、年二十三。其次張鳳、年二十八。任敏、年二十六。陳敏、年二十三。馬亮、年二十五。皆拜翰林編脩。

(18) 『明實錄』洪武六年正月甲寅、

以舉人張唯・王輝・李端・張翀爲翰林編脩、蕭韶爲祕書監直長。繼又以王璉・張鳳・任敏・馬亮・陳敏俱爲編脩。是年天下舉人至京。上欲造就其才、擇其年少俊異者、皆擢編脩、賜冠帶衣服、令入禁中文華堂肄業、詔太子齊善大夫宋濂等爲之師。上聽政之暇、輒幸堂中、取其文親評優劣、命光祿日給酒饌、每食、皇太子親王送爲之主。冬夏賜衣時、賜白金弓矢鞍馬、寵遇甚厚。

(19) 『明實錄』洪武十五年八月丁丑、

詔禮部設科取士、令天下學校期三年試之。著爲令。  
拙稿「明初『空印の案』小考」『堺女子短期大學紀要』二〇號、一九八五。

(21)

注(3)の二論考のうち、五十嵐氏は科擧復活の理由として薦擧と國子監が太祖の意を満たす人材を得なかつたこと、従つて兩者を繼續しつつも、科擧で少數精銳の者を採用しようとしたと述べている。また渡氏は基本的に五十嵐氏の説を認めながらも、より直接的には薦擧の缺陷を太祖が考慮した結果だとみなす。なぜなら、これ以前は監生の採用が極めて少なく、太祖の不満は薦擧に對してであつたからだとする。つまり、兩氏とも任用される官僚の質を問題にしてはいるが、その質の内容と當時の政治状況には目を向けていない。政權の性格を通して捉えようとする筆者と視點を異にしており、結論も自から違つたものとなっている。

(22) 『明實錄』洪武八年三月戊辰、

命御史臺官選國子生分教北方。上諭之曰、致治在於善俗、善俗本於教化。教化行、雖閭閻可使爲君子。教化廢、雖中材或墜於小人。近北方喪亂之余、人鮮知學。欲求方聞之士、甚不易得。今太學諸生中、年長學優者、卿宜選取俾往北方各郡分教、庶使人知務學、賢材可興。

於是選國子生林伯雲等三百六十六人、給廩食賜衣服而遣之。

(23) 『明實錄』洪武十四年三月辛丑、

頒五經・四書于北方學校。上謂廷臣曰、道之不明、由教之不行也。夫五經載聖人之道者也。譬之菽粟布帛、家不可無。人非菽粟布帛、則無以爲衣食。非五經・四書、則無由知道理。北方自喪亂以來、經籍殘缺、學者雖有美質、無所講明、何由知道。今以五經・四書頒賜之、使其講習。夫君子而知學則道興、小人而知學則俗美、他日收效亦必本于此也。

(24)

『明實錄』洪武十九年三月辛巳、洪武二十年十月丁卯、洪武二十四年六月戊寅、洪武二十四年十一月戊寅の各條。

(25)

こうした南北の對立は明代を通じてみられるが、特に天順・成化年間(一四五七〜八七)の政府内部での争いは有名である(陳綸緒「記明天順成化間大臣南北之爭」『中國學誌』一一一、一九六四。のち『明代政治』(明史論叢之四)學生書局、一九六八、所收。ただし、明初は先述したような特殊な状況下であり、これらの傳統的な對抗關係だけでは割り切れない側面を持つ。

(26)

建文朝は洪武朝に對する反動として南人が實權を握り、南を中心とした政策が遂行された(前掲、拙稿「明王朝成立期の軌跡」。いわば洪武・永樂の間介在する特異な時代であるため、建文朝の性格については改めて別稿で論じたい。

(27)

拙評「Edward L. Farmer "Early Ming Government: The Evolution of Dual Capitals" (Harvard University Press, 1976)」『東洋史研究』三七一、一九七八。

(28)

山根幸夫氏は『中國史研究入門』(山川出版社、一九八三)下卷、Ⅳ、明代の項で、前掲の拙稿「明王朝成立期の軌跡」について、「洪武から永樂に至る明朝政權の確立過程を連續したものと捉え、南人政權として出發した明朝が、靖難の變によつて北人政權へ移行したとする」と要約し、その説は「充分説得的なものではない」と論評されている。しかし、筆者は永樂政權を「北人政權」などとどこに



も述べていないし、もしそのように規定すれば、洪武・永樂間の斷絶面こそが強調されることになる。洪武から永樂への推移は、南人政權から「統一政權」への圖式で示されるべきで、この方向性はすでに洪武朝にて認められるというのが拙稿の主旨であった。ただ、南人政權から統一政權への自己脱皮がなぜ可能だったかは、その後も筆者が一貫して追求しているテーマであり、王朝權力の構造と支配層の意識の問題から捉えねばならないと考えている。この点については、本稿の「おわりに」でも簡単に觸れておいた。

(28) 拙稿「初期明王朝の通貨政策」『東洋史研究』三九—三、一九八〇。南北巻の「巻」とは、科擧の答案用紙の試巻を指し、後に見るように試巻の上に南北いずれかの文字を記して、出身地域を表示させたことからこの名稱が生まれた。

(30) 『萬曆大明會典』卷七七、禮部三五、科擧、會試。

(31) この記事は先の兪廷輔の上奏に續けて記載されているため、年月は上奏と同日の洪熙元年四月庚戌ということになる。しかし仁宗が科擧改革に着手するのは、兪廷輔の上奏がきっかけと思われるから、同日に南北巻の表明がなされるわけがない。ここはやはり楊士奇が『三朝聖諭錄』で述べるように、五月とみなす方が妥當だろう。『明實錄』は、兩事實をまとめて四月の條に記録したものとと思われる。

(32) 『明實錄』洪熙元年九月乙卯、

行在禮部奏定科擧取士之額。先是仁宗皇帝以爲近年科擧太濫、命禮部・翰林院定議額數。至是議奏、凡鄉試取士、南京國子監及南直隸共八十人。北京國子監及北直隸共五十人。江西布政司五十人。浙江・福建各四十五人。湖廣・廣東各四十人。河南・四川各三十五人。陝西・山西・山東各三十人。廣西二十人。雲南・交趾各十人。貴州所屬有願試者、於湖廣就試。禮部會試、所取不過百人。上曰、南士取十之六、北士十之四。大抵國家設科取士爲政治之本。其冒貢非才、蓋是有司之過。人既苟得、遂啓倖心。今解額已定、果行之以公、不才者不得濫進、自然人知務學。其令各處、凡考試官及諸執事、先須

擇賢、庶免冒濫。

(33) 『萬曆大明會典』卷七七、禮部三五、科擧、會試、

正統五年奏准、增額爲百五十人。十三年以後、仍不拘額數。

(34) 桑原隲藏「歷史上より觀たる南北支那」『白鳥博士選曆記念東洋史論叢』一九二五。のち『桑原隲藏全集』第二卷、岩波書店、一九六八、所收。

(35) 例えば鳳陽府についていえば、府治は淮水以南の地にあるが、附屬

州の宿州・潁州等は以北にある（『明史』卷四〇、地理志）。

(36) 『明史』卷七〇、選舉志二、

成化二十二年、萬安當國、周洪謨爲禮部尙書、皆四川人、乃因布政使潘稷之請、南北各減二名、以益於中。弘治二年復從舊制。嗣後相沿不改。惟正德三年、給事中趙鐸承劉瑾指、請廣河南・陝西・山東西鄉試之額。乃增陝西爲百、河南爲九十五、山東西俱九十。而以會試分南北中卷爲不均、乃增四川額十名、并入南卷、其餘并入北卷、南北均取一百五十名。蓋瑾陝西人、而閣臣焦芳河南人、票旨相附和、各徇其私。瑾・芳敗、旋復其舊。

(37) 『清史稿』卷一〇八、選舉志三、

會試無定額。順治三年・九年俱四百名、分南北中卷。浙江・江西・福建・湖廣・廣東五省、江寧・蘇・松・常・鎮・淮・揚・徽・寧・池・太十一府、廣德一州爲南卷、中二百三十三名。山東・山西・河南・陝西四省、順天・永平・保定・河間・眞定・順德・廣平・大名八府、延慶・保安二州、奉天・遼東・大寧・萬全諸處爲北卷、中百五十三名。四川・廣西・雲南・貴州四省、安・廬・鳳・滁・徐・和等府・州爲中卷、中十四名。十二年、中卷併入南北卷。厥後中卷屢分屢併、或更於南北中卷分爲左右。或專取川・廣・雲・貴四省、各編字號、分別中一・二・三名。（康熙）五十一年、以各省取中人數多少不均、邊省或致遺漏、因廢南北官民等字號、分省取中。

(38) 『明實錄』洪武四年十二月丙戌、

是時吏部銓選、南北更調、已定爲常例。而有厭遠喜近者、往往以南

籍改冒北籍、以北籍冒南籍。上聞之曰、凡治人者必先自治。此輩立身先已如此。其能治人乎。諭吏部禁絕之。

なおこの制度は、「胡惟庸の獄」を経た洪武十三年正月に、各省出身者ごとの任命地が正式に指定された『明實錄』洪武十三年正月乙巳の條。

(39) 『萬曆大明會典』卷五、吏部四、選官、

凡戶部官、洪武二十六年奏准、不得用浙江・江西・蘇・松人。

(40) 南北卷に關する專論は、管見の限りでは靳潤成氏の「從南北榜到南北卷——試論明代的科舉取士制度——」(『天津師院學報』一九八二—一三)だけである。氏はこの制度が施行される背景として、常に科舉で南人が優位を占めていた點を指摘する一方、直接的原因是當時の北邊の情勢にあったとする。つまり、明朝が建國されたといつても、國內には依然として元朝に忠誠を誓い、明朝に協力を願わない士大夫が存在した。こうした士大夫は北方に多く、元朝が漠北に逃れた後も中國に侵攻を繰り返したため、彼らの中に心理的動搖をきたした。特に科舉が實施されて以來、南人が常に多數合格したことも、明朝中央への離心傾向を強めることになった。朱元璋にすれば、彼ら北人をどのように懐柔して統治の基礎を擴大するかが最大の關心であり、そこで南北榜を惹起し、南北卷で北方の人心收攬を圖つたのである。これによって、北邊の安定と北方の文化教育事業が促進し、明朝中央の北方に對する支配力も強化されたという。

要するに氏の視點は北方にだけ向けられ、明朝成立の基盤である南方を全く無視している。明朝政權の性格をどう捉えるかという觀點が缺如しているため、南北卷の施行に關しても、北方の情勢という偶然的な理由を擧げるだけで、特殊明初的な事情が見落とされてゐるのである。南北卷施行以前の對南方政策を考慮すれば、これが單なる北人懐柔策でないことは改めて指摘するまでもなからう。

(41) 靳潤成、前掲「從南北榜到南北卷」。

(42) これは洪武朝で北方への建都を主張した者のうち、多くが南人であつたという事實からも類推できる。徐泓「明初南京の都市規劃與人口變遷」『食貨月刊』復刊一〇—三、一九八〇。

(43) 相田洋、前掲「元末の反亂」とその背景。

(44) 拙稿「方孝孺の政治思想——明初の理想的君主觀——」『堺女子短期大學紀要』一九、一九八四。

(45) 方孝孺『遜志齋集』卷二二、采苓子鄭處士墓碣。

(46) 劉辰「國初事蹟」。

金華浦江縣義門鄭仲德、被人胡指詛與胡惟庸行反。戶部陳員外指與郭桓羅倉糧。太祖曰、鄭氏義家、焉肯與人行財羅官糧、顯是誣害。

追到鈔貫、給還本主、仍着人送到家。

(47) 拙稿「鄭氏規範」の世界——明朝權力と富民層——小野和子編『明清時代の政治と社會』、京都大學人文科學研究所、一九八三。